○豊明市広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱

平成２１年７月３１日
決裁
改正　平成２２年１月２９日
平成２８年３月３１日
令和５年３月２７日

（目的）

第１条　この要綱は、市民等が利用する窓口封筒の無償提供に関し、必要な事項を定め、もって市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「窓口封筒」とは、市が発行した証明書等を持ち帰るために窓口に設置して市民に提供する封筒で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

２　この要綱において「無償提供者」とは、窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口封筒を無償提供する事業者をいう。

（広告掲載の基準）

第３条　窓口封筒に掲載する広告は、市の品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　法令等に違反又は抵触するおそれのあるもの

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に掲げる営業に該当するもの

（３）　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

（４）　政治活動又は宗教活動に係るもの

（５）　社会問題等に係るもの

（６）　意見広告又は個人の宣伝に係るもの

（７）　市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

（８）　内容及び責任の所在が不明瞭なもの

（９）　青少年の健全育成に反するもの

（１０）　たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
（１１）　商品先物取引に係る営業等に関するもの
（１２）　その他広告として掲載することが適当でないと認めるもの

（窓口封筒の規格、設置及び期間）

第４条　無償提供を受ける窓口封筒の規格、設置場所及び設置期間は、豊明市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項（以下「募集要項」という。）で別に定めるものとする。

（無償提供者の募集方法）

第５条　無償提供者の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。

２　募集期間及び提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

（無償提供者の申込み）

第６条　無償提供者になろうとする者は、豊明市広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

（無償提供者の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、豊明市広告入り窓口封筒審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、無償提供者を決定するものとする。

２　市長は、前項により無償提供者を決定したときは、豊明市広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（審査会）

第８条　前条に規定する審査会は、市民生活部長、総務課長、税務課長、共生社会課長及び市民課長で構成し、委員長は市民生活部長とする。

２　審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　審査会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

（確認書の締結）

第９条　市長は、第７条の規定により決定した無償提供者と窓口封筒の広告内容及び無償提供の手続きに関して、確認書を締結するものとする。

（製作上の注意事項）

第１０条　無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう十分配慮しなければならない。

２　無償提供者は、広告について、事前に審査会の審査を受けなければならない。

（無償提供者の責務）

第１１条　無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

２　無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供するものとする。

３　無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の封筒を提供するものとする。

４　無償提供者に前３項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

（窓口封筒設置の中止）

第１２条　市長は、市民等に窓口封筒を提供することが適当でないと認めたときは、無償提供者と協議の上、窓口封筒の提供を中止するものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年１月２９日）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２７日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

豊明市広告入り窓口封筒無償提供申込書

年　　月　　日

豊明市長　殿

申　込　者
(所在地)

(名称及び代表者)

本年度及び前年度の無償提供の実績			
広告の募集方法			
(フリガナ) 担当者氏名			
電話番号		FAX	
提出書類	・会社の履歴事項全部証明書 ・窓口封筒見本(製作実績のない場合は、窓口封筒の案) ・納税証明書(直近年度の法人又は個人市区町村民税、提出期限前3月以内のもの) ・会社概要(個人事業主の場合は、事業主の身分証明書)		
その他	申込みにあたっては、豊明市広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱、豊明市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項の内容を遵守します。		

様式第2号(第7条関係)

豊明市広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

豊明市長　　印

年　　月　　日付けにて申込みのありました窓口封筒無償提供について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

許可　　不許可

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）